

## 高知県内水面漁場管理委員会指示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出し及び放流の制限並びに遺棄の禁止を指示する。

平成22年9月21日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

### 1 指示の内容

#### (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該公共用水面等（当該公共用水面等に設置した工作物等により、コイの遡上<sup>さ</sup>が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置を講ずる場合は、この限りでない。

なお、当該公共用水面等の範囲については、知事が別に定め、速やかに公表するものとする。

#### (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等にコイを放流しようとする者は、当該コイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群であること。

#### (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

#### (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

### 2 指示の期間

平成22年9月22日から当分の間